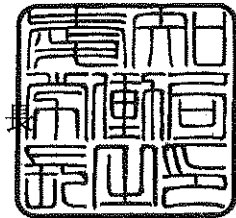


登録教習機関廃止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年11月6日

愛知労働局長



- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 名 称 | 株式会社KKG |
| 2 所 在 地 | 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川29番地 |
| 3 代表者職氏名 | 代表取締役 木下誠一 |
| 4 登 録 番 号 | 第 1 4 5 9 号 |
| 5 登 録 区 分 | 高所作業車運転技能講習 |
| 6 廃止する年月日 | 令和6年10月31日 |

